

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示




○公印の廃止	(私学文書課)	一
○公印の新調	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の取消	(長寿社会政策課)	二
○保安林の指定の解除の予定(二件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更(三件)	(同)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始	(同)	五
○公有水面埋立ての承認出願	(港湾課)	五
○公有水面埋立ての免許出願	(同)	六
○建築士免許の取消	(建築宅地課)	七
公 告		
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(防災砂防課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(契約課)	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(警察本部会計課)	二
公安委員会		
○古物営業法第六条第四号の規定に基づく許可取消通知について		一三
収用委員会		
○相川沢川十三浜事件裁決手続開始決定		一三

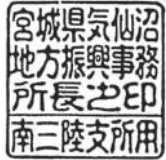



ページ

告 示

○宮城県告示第九百五十三号
次のとおり公印を廃止した。
平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

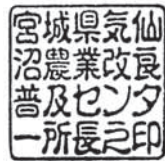
名称	種類	用途	印影	廃止年月日
宮城県知事 印 気仙沼 地方振興事 務所南三陸 支所用	知事 印	地方振興事務 所南三陸支所 用		平成二十九年 十月九日
宮城県知事 職務代理者 印 気仙沼 地方振興事 務所南三陸 支所用	知事職務 代理者 印	地方振興事務 所南三陸支所 用		平成二十九年 十月九日
宮城県気仙 沼県税事務 所長之印 南三陸支所	地方機関 印	一般文書用		平成二十九年 十月九日

宮城県気仙沼地方振興事務所長之印 南三陸支所用	宮城県本吉農業改良普及センター所長之印	宮城県気仙沼県税事務所南三陸支所現金取扱員印	宮城県気仙沼地方振興事務所南三陸支所現金取扱員印
地方機関 長 印	地方機関 長 印	現金取扱 員 印	現金取扱 員 印
一般文書用	一般文書用	地方機関用	地方機関用
			
平成二十九年 十月九日	平成二十九年 十月九日	平成二十九年 十月九日	平成二十九年 十月九日

○宮城県告示第九百五十四号

次のとおり公印を新調した。

平成二十九年十月二十四日

宮城県気仙沼農業改良普及センター所長之印	地方機関 長 印	一般文書用		平成二十九年 十月十日
名称	種類	用途	印影	使用開始年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第九百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定を取り消した。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定取消年月日

平成二十九年十月十七日

二 事業者の名称等

事業者の名称	株式会社 太郎さん	介護保険事業所番号	○四七〇五〇〇八六九	サービスの種類	居宅介護支援	事業所の名称及び所在地	太郎さん 気仙沼市唐桑町東舞根百七番地十
--------	-----------	-----------	------------	---------	--------	-------------	-------------------------

○宮城県告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

巨理郡巨理町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び亘理町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亘理郡山元町山寺字須賀一の一八九（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市松山長尾字丸山入三七の一、三八の一から三八の三まで、三九から四一まで、松山金谷字二ノ沢三三、三五の一、三九の一、三九の二、字桜待井八二、八四、八六から八九まで、九一から九三まで、九八の一、一〇〇、一〇二の一、松山下伊場野字石宮五八、五九、六〇の一、六一の一、六二の一、六四の一、六四の二、六五の一から六五の七まで、六五の九、六五の一〇、六五の一七、六六の一、六六の三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字白金森一の一、一の三から一の六まで、一の八から一の三三まで、一の二六、一の二七、一の二九から一の四二まで、二の一、四、五の二、六の二、八、一の一四・一の一五・一の一八・五の一・六の一・七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字瀧沢山一六、一七、二〇から二四まで、三五、三七、四〇、四一、四八、四九、五四、五五、六一、六五、六八、六九、七九、八二、八四、字三平一八の一から一八の三まで、一八の七から一八の一四まで、一九の一、一九の二、一九の三（次の図に示す部分に限る。）、字石母衣一の一、二の一、九の一、九の二、一〇、一二から一五まで、一六の二、一七、一八、二二、二四、二七、二八、字早坂山一九の一、二〇、二二の一、鹿島台広長字石川原四番甲二〇から二四まで、三八、四三、四九、五〇の三、六一、六四、鹿島台平渡字鷹待嶽二、三の一八から三の二一まで、三の二三から三の二五まで、五の一、五の九から五の一二まで、五の一四から五の一七まで、五の一九から五の二一まで、鹿島台木間塚字南沢一八の六から一八の二三まで、二三の一、二三の二、二七、三〇の一から三〇の五まで、三〇の七、三〇の八、三一の二、三一の三、三一の七、三三の一、三三、三五、三六、三二の六・三二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市本吉町東川内三五四の一三四

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字樋の口一一一・一四七・一四九の一から一四九の四まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
前	後	前	後			
A	A	九・五	九・五	四四八・〇	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
B	B	三二・四	三二・四	四四八・〇		
C	C	六・二	六・二	一六五・八		
D	D	一一・一	一一・一	四一六・〇		

本吉郡南三陸町戸倉字戸倉一八〇番三
地先から
同郡同町戸倉字戸倉六〇番一地先まで

釜港湾・空港整備事務所一級水準点N。・一（北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一四一度〇一分三〇・九八秒）

①の地点 基点から一六六度二九分五三秒五八六・〇一メートルの地点

②の地点 ①の地点から六度〇分五〇秒一・二五メートルの地点

③の地点 ②の地点から九五度四五分一八秒一九一・四五メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八五度四五分一八秒三八・八九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二七五度五六分四七秒一一・一六メートルの地点

⑥の地点 基点から一五三度一八分一九秒七〇三・四七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二七五度五六分四七秒六・八四メートルの地点

⑧の地点 基点から一五三度三六分二四秒七〇四・九四メートルの地点

⑨の地点 基点から一五三度一五分五秒七一五・九六メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一八五度四五分一八秒一七・九六メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二七五度四五分五秒一九一・〇六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から六度〇分五二秒四九・四一メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二七五度四五分一八秒〇・七一メートルの地点

(二) 面積

一三、二四一・七七平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八〇番三三、二八六番、二八七番、同区蒲生字町八八番二、八八番四、八八番六、八八番七、八八番八、九七番、九八番、一〇〇番、一〇三番、一〇四番、一〇五番、一〇六番及び九七番、一〇〇番、一〇四番に接する無番地の地内並びに同区中野字高松二八六番、同区蒲生字町八八番六、九七番、九八番、一〇三番、一〇四番及び九七番、一〇〇番、一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑬の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N。・一（北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一四一度〇一分三〇・九八秒）

⑦の地点 基点から一六五度〇五分〇〇秒四〇八・〇四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から九五度四五分一八秒三三〇・六八メートルの地点

⑭の地点 ①の地点から一八五度四六分一九秒二一八・二一メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から一三一度四二分二六秒五六・七五メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から二二二度一六分三六秒一九八・三八メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から二六五度一七分三二秒九四・七〇メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三一一度四九分五五秒一九四・〇七メートルの地点

(三) 面積

一二五、三五六・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 縦覧期間

平成二十九年十月二十四日から平成二十九年十一月十三日まで

○宮城県告示第九百六十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する願書及び関係図書の縦覧は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所で行う。

平成二十九年十月二十四日

一 出願年月日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成二十九年八月四日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区蒲生字町八八番六、九七番、九八番及び一〇三番並びに同区蒲生字町九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の地点のうち①の地点から③の地点を順次に結んだ線、③の地点から⑥の地点を順次に結んだ平成二十八年秋分の満潮位（D・L・プラス一・三六メートル）における公有水面と向洋ふ頭西護岸との境界線、⑥の地点から⑦の地点を順次に結んだ昭和五十六年春分の満潮位

(D・L・プラス一・五四メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑦の地点と⑧の地点を結んだ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・三六メートル)における公有水面と陸地との境界線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成十三年五月二十九日付け宮城県(港)指令第一号で竣功認可された埋立地の埋立区域と公有水面との境界線(D・L・プラス一・五三メートルにより決定)により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一(北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一四一度〇一分三〇・九八秒)

- ①の地点 基点から一六八度二七分一五秒六五一・二三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九五度四五分一八秒一九一・〇六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から五度四五分一八秒一七・九六メートルの地点
- ④の地点 基点から一五一度三分二四秒七七二・二二メートルの地点
- ⑤の地点 基点から一五一度四三分二二秒七七二・七六メートルの地点
- ⑥の地点 基点から一五一度二五分〇八秒七八四・〇九メートルの地点
- ⑦の地点 基点から一六八度二〇分五八秒七二二・四二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三一一度四九分五七秒三〇・三七メートルの地点

(二) 面積

二三、四一三・〇三平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

宮城県仙台市宮城野区中野字高松八〇番二三、二八六番及び二八七番、同区蒲生字町八八番二、八八番四、八八番六、八八番七、八八番八、九七番、九八番、一〇〇番、一〇三番、一〇四番、一〇五番及び一〇六番並びに同区蒲生字町九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地内並びに同区中野字高松二八六番、同区蒲生字町八八番六、九七番、九八番、一〇三番及び一〇四番並びに同区蒲生字町九七番、一〇〇番及び一〇四番に接する無番地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点 宮城県仙台市宮城野区港四丁目無番地に設置されている国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所一級水準点N〇・一(北緯三八度一六分二二・六九秒、東経一四一度〇一分三〇・九八秒)

- ⑦の地点 基点から一六五度〇五分〇〇秒四〇八・〇四メートルの地点
- ①の地点 ⑦の地点から九五度四五分一八秒三二〇・六八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一八五度四分一九秒二一八・二二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一三一度四分二六秒五六・七五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二二二度一六分三六秒一九八・三八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二六五度一七分三一秒九四・七〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三一一度四九分五五秒一九四・〇七メートルの地点

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 縦覧期間

平成二十九年十月二十四日から平成二十九年十一月十三日まで

○宮城県告示第九百六十六号
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。
 平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十六年一月九日	佐藤 照雄	二級建築士	第四千四百九十号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十五年十月八日	藤田 宝吉	二級建築士	第四千四百五十四号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十七年三月十日	齋藤 行道	二級建築士	第四千二百五十三号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十九年五月十日	齋藤 清一	二級建築士	第四千六百四十五号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十九年九月十日	外崎 政嗣	二級建築士	第五千八百二十号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十九年二月十七日	坂下 光	二級建築士	第七千八百二十号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十八年十月十九日	今野 春雄	二級建築士	第七千八百九十号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため

公 告

平成二十九年七月十日	日向 光男	二級建築士	第八千九百四十号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十五年十月二日	石塚 正範	二級建築士	第九千二百三十二号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十八年五月十日	加納 勝	二級建築士	第一万四百九号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十九年九月二十九日	蘇武 甚記	二級建築士	第一万五千五百十八号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十九年二月十七日	中沢 定義	二級建築士	第一万二千七百三十九号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十六年二月十三日	矢部 利晃	二級建築士	第一万三千二百六十六号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため
平成二十八年八月十八日	小原 一之	二級建築士	第一万三千八百三十二号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため

○県営針生前地区土地改良事業 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができ。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営針生前地区土地改良事業 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年十月二十四日から平成二十九年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

村田町役場

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年十一月二十二日

2 提出方法 宮城県大河原地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一-二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九-一
 電子メールアドレス oksgslinks@pref.miyagi.lg.jp
 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませ。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、村田町役場で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定職務の名称及び数量 砂防総合情報システム更改業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 防災砂防課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年十月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四

一-一

五 落札金額 三千六百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年九月五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 気象測器 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十年三月二十三日（金）

4 納入場所 広域モニタリングステーション石巻稲井局ほか十箇所

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県
の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ
る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て
をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第
一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可
の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを
なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお
従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき
更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ
の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のい
れかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理
事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経
営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を
図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴
力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり

を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」
という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以
下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、
又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す
る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城
県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 電話〇
二二一三三三三五）へ平成二十九年十一月九日（木）午後五時までに提出すること。
三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては
認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ
れるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は任意契約における相手方決定の手續
きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は任意契約におけ
る相手方決定の手續きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び
に問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号
宮城県出納局契約課物品班（担当 細川 めぐみ 電話〇二二一三三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、
平成二十九年十一月十七日（金）まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者

は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十一月九日(木)から平成二十九年十一月十七日(金)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十一月十七日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年十一月二十四日(金)午前九時から平成二十九年十二月四日(月)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十二月四日(月)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出する(注)。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十二月五日(火)午前十時五分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Meteorological instrument (1 set)

2 Deadline for Delivery : Friday, March 23, 2018

3 Place of Delivery : Ishinomaki Inai Wide-area Monitoring Station and 10 other locations

4 Deadline for Bid : Monday, December 4, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Megumi Hosokawa, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 高純度ゲルマニウム半導体検出器 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十年三月二十三日(金)

4 納入場所 宮城県環境放射線監視センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年十一月九日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 細川 めぐみ 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年十一月十七日（金）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十一月九日（木）から平成二十九年十一月十七日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年十一月十七日(金)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年十一月二十四日(金)午前九時から平成二十九年十二月四日(月)

午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年十二月四日(月)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出する。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十二月五日(火)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : High-purity germanium semiconductor detector (1 set)

2 Deadline for Delivery : Friday, March 23, 2018

3 Place of Delivery : Miyagi Prefecture Environmental Radiation Monitoring Center

4 Deadline for Bid : Monday, December 4, 2017, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Megumi Hosokawa, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 暴力団情報等管理システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年九月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E T 石巻市湊字立石百二十番地十四

五 落札金額 一千八百七十九万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年七月二十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通規制情報管理システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号
- 五 落札金額 二千七百八十六万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十五日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第148号

古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第4号の規定に基づく許可取消通知について、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項及び古物営業法施行細則（宮城県公安委員会規則第17号）第11条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年10月24日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

- 1 処分予定の年月日
平成29年11月8日
- 2 被処分者
住所 宮城県気仙沼市神山8
氏名 斉藤 政道
- 3 取消となる許可の種類及び許可番号
古物営業許可
宮城県公安委員会 第22000057号
- 4 取消となる理由
古物営業法第6条第4号（三月以上所在不明であること。）に抵触したため。
- 5 処分後の不服申立てについて
(1) 処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができず（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経

過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

6 取消通知書の交付
取消通知書については、被処分者から請求があれば、いつでもこれを交付する。（ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合を除く。）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第35号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成29年10月24日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称
宮城県
上記代表者 宮城県知事 村井 嘉浩
- 2 事業の種類
二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事（左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県石巻市北上町十三浜字相川

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	

138番 1	山林	山林	2,803	2,806.50	25.69
--------	----	----	-------	----------	-------

4 土地所有者の氏名及び住所

小山 浩一

住所・常居所不明

ただし、住民票の住所、埼玉県さいたま市緑区東浦和2丁目44番地2 ニュープリンス301号

なお、登記簿上の住所、埼玉県さいたま市緑区東浦和2丁目44番地2

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁判手続の開始を決定した年月日

平成29年10月16日